

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 –

2017年4月号 | No. 4/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

WIPO 日本事務所主催の **PCT セミナー** が以下の日程で開催されます。事前のお申し込みは必要ですが**無料**ですので是非ご参加ください。

日時：2017年5月15日（月）14:55～16:40（受付 14:30～）

場所：六本木ヒルズ森タワー49階 カンファレンスルーム 1+2

申込：<https://wipo-jp.seminar-event.info/event/detail.html?id=13>

国際出願の電子出願及び手続

モロッコ工業所有権庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

モロッコ工業所有権庁は、受理官庁の資格において、2017年5月1日から、PCT規則89の2.1(d)に基づき、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを国際事務局（IB）に通知しました。

当該官庁はePCTポータル上のePCT-Filing（ePCT 出願）機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表I(a)に表示されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知が公示（PCT公報）に掲載されました。以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

（PCT 出願人の手引、附属書 C（MA）が更新されました。）

カナダ知的所有権庁：PCT実施細則第703号(f) に基づく不適合通知の取下げ

カナダ知的所有権庁は2015年2月2日からePCT出願の受理を開始した旨の公表に加えて、2017年3月24日から、実施細則第703号(f)（出願要件及び送達手段の基本的な共通標準に関する）に基づく不適合通知の取下げを行う旨をIBへ通知しました。

ePCT 最新情報

ePCT ユーザーインターフェースの新たな外観や印象（new look and feel）がこの度、製品版として導入され、以下のリンク先からご利用いただけるようになりました。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

“旧バージョン”は平行してご利用いただけ、新しいePCTのサインイン画面にある“旧バージョンへのアクセス”からお使いいただけます。これは、移行期間中にユーザに新しいデザインに慣れ親しんでもらうためのものですが、ご利用いただける期間はまだ未定です。

改善されたユーザインターフェースに加え、高度な認証設定を利用してePCTへサインインするために、電子証明書と比べより効率的な代替手段として追加のオプションがご利用いただけるようになりました。ePCTへサインインする際、ユーザネームとパスワードの入力に加え、ユーザは携帯デバイスにインストールされた標準のアプリケーション(Google認証システムなど)又は携帯へのテキストメッセージ(SMS)を要請するいずれかの方法で生成されるワンタイムパスワードを利用してセッション(これまでの“プライベートサービス”)を認証できるようになりました。電子証明書は今後しばらくの間ePCTの高度な認証設定のオプションとして平行して引き続きご利用いただけます。WIPOアカウントのこれらの追加の認証方法の設定に関する簡単な説明が新しいサポートページ(SUPPORT)に掲載されております。以下のリンク先をご参照ください。

<https://pct.eservices.wipo.int>

今後は“プライベートサービス”や“パブリックサービス”の区別がないePCTへの独自のサインイン手続となります。新しいデザインにおいては、“高度な認証”(ユーザネームとパスワード、及びワンタイムパスワード又は電子証明書)設定を利用してサインインするか、又は高度な認証なし(ユーザネームとパスワードのみ)でサインインするかのいずれかになります。新しい認証方法では、高度な認証設定でのサインインがより一層簡単になり、オンライン“アクション”機能や新規国際出願の提出などePCT機能の最大限の恩恵を受けることが可能になります。

高度な認証設定でサインインするかしないかにかかわらず、デフォルトの最初に表示されるページは“ワークベンチ(WORKBENCH)”になり、本ページではユーザがアクセス権のある国際出願が列挙されます。新しいインターフェースは既存のPCT出願へのアクセス権には何の影響もなく、それらのアクセス権は引き続き有効であることにご留意ください。これまでePCT上で国際出願へのアクセスがなかったユーザは、ワークベンチのページにおいて、アクセスの請求方法を説明する簡単なガイドをご覧ください。

ePCTのサポート資料とよくあるご質問(FAQ)は上述の新しいサポートページにてご利用いただけます。

国際事務局は新しいインターフェースのいかなる点に関するご意見もEメールで受け付けております。好ましくは表題に“ePCT Redesign”と記載し以下のEメールアドレスへお送りください。

pct.eservices@wipo.int

PCT 最新情報

AU：オーストラリア（手数料）

DO：ドミニカ共和国（手数料）

EP：欧州特許庁（手数料）

IL：イスラエル（Eメールによる通知）

IN：インド（写しの部数、手数料）

IT：イタリア（Eメールアドレス）

MA：モロッコ（官庁の名称、電話とファックス番号、Eメール及びインターネットアドレス、保護の種類、国際公開後の仮保護、要求する写しの部数、代理人に関する要件、手数料、微生

物及びその他の生物材料の寄託機関に関する特別の規定、電子出願)

RU：ロシア連邦（電話番号）

SV：エルサルバドル（官庁の名称、電話とファックス番号、Eメールアドレス）

TH：タイ（管轄国際調査及び予備審査機関）

ZA：南アフリカ（電話とファックス番号、手数料、国内段階移行の特別な要件）

調査手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、インド特許庁、国立工業所有権機関（ブラジル））

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェア新しいバージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン（2017年4月1日付け version 3.51.077.253）が次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT規則の改正

PCT Newsletter 2017年3月号に掲載された情報に加えて、2017年7月1日に発効するPCT規則の全文が、独語、イタリア語及びポルトガル語（ページの右側にて言語の選択が可能）でもそれぞれご利用いただけるようになりました。

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html>

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/it/texts/pdf/pct_regs2017.pdf

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html>

セミナー資料

2016年7月1日に発効したPCT規則改正と2017年7月1日に発効する規則改正を反映した、PCT手続のあらゆる面をカバーするセミナー資料について、英語、仏語、独語、日本語及びスペイン語に加えて、中国語でも更新されました。下記のリンク先にて掲載されております。

http://www.wipo.int/pct/zh/seminar/basic_1/document.pdf

PCT規則の履歴

PCT 規則の履歴は、最後に更新された2015年7月以降の修正を含むように、2016年7月1日付けで更新されました。本資料はPCT規則の採択以降の全ての変更について、条文毎に年代順にまとめられており、次のリンク先からご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regulations_history.pdf

願書及び国際予備審査請求書の様式（韓国語）

願書（PCT/RO/101）及び国際予備審査請求書（PCT/IPEA/401）様式の韓国語版がそれぞれ2015年7月1日及び2016年7月1日付けで修正されております。それぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

http://www.pct/ko/forms/request/ed_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/ko/forms/demand/ed_demand.pdf

偽の手数料の支払い請求：詐欺行為を行う者に対する法的措置

詐欺行為を行う者に対する法的措置の成功例に関する情報が、英語、仏語、独語、スペイン語、日本語及びロシア語に加えて、韓国語、中国語及びポルトガル語でそれぞれ以下のリンク先からご利用いただけるようになりました。

<http://www.wipo.int/pct/ko/warning/judgments/successes.html>

<http://www.wipo.int/pct/zh/warning/judgments/successes.html>

<http://www.wipo.int/pct/pt/warning/judgments/successes.html>

PCTに関する記事

WIPO マガジン（2017年第1号）から“WIPOのPCT 300万件目の国際出願の公開”の記事へのリンク先が、以下のPCT ウェブサイトの“PCTに関する記事”へ追加されました。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

WIPO Pearl 最新情報：インターフェース言語及びデータベースの拡充

WIPO Pearl はWIPO の多言語の専門用語ポータルであり、PCT の全10 公開言語における、PCT 出願や国内特許文献から取得された豊富な科学技術専門用語や主要なPCTの法律用語へのアクセスを無料で提供しています。これらの公開言語間の正確かつ一貫性のある用語の使用を促進し、科学技術知識の検索及び共有を簡単にしています。

WIPO Pearlへ以下の改善がなされましたのでご紹介いたします。

新しい言語インターフェース

WIPO Pearl のインターフェースが、中国語、英語、仏語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語に加えて、独語及び韓国語でもご利用いただけるようになりました。ユーザは画面右上でご希望の言語を選択可能です。アラビア語版も追加される予定です。

専門用語データベースの拡充

専門用語データベースに、6,000件の新しい用語と500件の新しい概念関連性が追加されました。データベースにはWIPOのPCTの言語専門家によって全て検証された133,000件以上の特許用語及び18,000件以上の特許概念が現在収録されています。13,000件（又は70%）の概念がデータベース上で他の概念と関連付けられ、コンセプトマップ検索でこのような関連性を調べることができます。

新しい統合されたキーワード検索

コンセプトマップ検索の機能であるコンセプトパス検索では、ユーザが二つの概念を結ぶ経路（パス）を見つけ、その経路上にある関連する概念を全て確認することができます。今回の更新で追加されたコンセプトパス検索の強化版では、コンセプトパス（経路）上で発見される全ての又は幾つかの用語が、必要に応じて同義語も、PATENTSCOPE へ直接送付され、統合されたキーワード検索において利用されます。これにより、的確に対象を絞った方法で文献を取得することができます。

大学との共同研究により得られた新しい用語

今回の更新では、米国イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校の学生により提供され、WIPOでの検証を経て収録された、遠隔医療分野での60の用語の多言語での対訳データを含みます。

このような専門用語の共同研究への参加に関心をお持ちの大学がございましたら、Eメール (wipopearl@wipo.int) にてWIPO までご連絡ください。

PCT 専門用語に関する記事の掲載

WIPO Pearl の PCT 用語データベースの方法論、デザインや構造についてより学ぶことに関心のある方は、PCT の職員により草稿された記事がジャーナル“Terminology” (22:2 John Benjamins 出版社)に掲載されましたのでお知らせいたします。表題は“PCT Termbase of the World Intellectual Property Organization: Designing a database for multilingual patent terminology”で、以下のリンク先から記事へアクセスすることができます。

<https://goo.gl/X1J07C>

WIPO Pearl は以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/reference/en/wipopearl/>

USPTO による注意喚起

米国特許商標庁 (USPTO) は、紙形式での手数料の支払いとその許可についての預金口座の取引業務におけるセキュリティの強化に関する注意喚起を発出しました。2017年3月15日から、郵便、ファックス送信、又はEFS-Webで出願されるPDF書類、TEAS、又は他の窓口で提出される書類に記載されている預金口座への全ての請求は、手数料支払人の許可のある者としてUSPTOの財務管理システムに記載されている者により署名される必要があります。財務管理システムで預金口座の手数料支払人として記載されている以外の者により署名された許可の書類は受理されず、手数料は支払われたとは見なされません。詳細は以下のリンク先から、2017年2月14日に掲載されたUSPTOの公示の通知をご覧ください。

https://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2017/week07/TOC.htm?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term=#ref9

実務アドバイス

PCT 出願において慎重に要約を起草することの重要性

Q: 国際調査報告を受け取ったところ、当方が起草した要約を国際調査機関が修正し、また要約に添えるために選んでいた図面とは別の図面が選択されていました。今後、当方の要約、又は図面の選択の変更を回避するにはどうしたら良いでしょうか？

A: 国際調査機関（ISA）が国際調査を実施する際、貴殿が提出した要約が要約の起草に関する PCT の規定に準拠しているかどうか確認します。国際調査報告が当該要約が修正されたことを示すものであれば、ISA は提出された要約が以下に記載する関連する規定に準拠していなかったと見なしたことになります。PCT の手続において、要約の内容を決定し、要約が含まれていない場合に作成することは ISA の特別な権限です（PCT 規則 38 及び 44.2）。

PCT 出願における要約の目的は、明細書、請求の範囲及び図面（あれば）に含まれている開示の概要を提供し、発明の属する技術分野を表示することです（PCT 第 3 条(3)及び PCT 規則 8）。要約は“技術的課題、発明による技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明瞭に理解する”ことができるように起草されるべきです（PCT 規則 8.1(a)(i)）。ただし、要約は求められている保護の範囲を解釈すべきものではないことにご留意ください（PCT 第 3 条（3））。

要約は、“当該技術分野における調査のための選別手段として、特に、当該国際出願自体を調べる必要性の有無を判断する上で科学者、技術者又は研究者に役立つよう、効率的に利用することができるように”起草される必要があります（PCT 規則 8.3）。要約の起草が上記の目的に見合うかどうかは当然ながら、関連する主題や、技術分野、使用される言語により、また特定の個別のケースによっても異なる場合があります。

ISA が貴殿が提出していた要約を修正した場合、国際調査報告が郵送で発送された日から一ヶ月以内に当該機関に、意見及び／又はさらなる修正を提案することができます。ISA は提案や意見を考慮すべきですが、それに応じたり、要約をさらに修正する義務はありません（PCT 規則 38.3）。さらに、PCT 規則 91.1(g)(ii)は要約にある誤記は訂正できないことを規定しているため、明白な誤記の訂正を請求することにより要約へのさらなる変更を求めることはできません。

貴殿の意見を受けてなお ISA により要約がさらに修正されない場合は、国際予備審査請求書を提出することで、国際段階で追加の修正を提出することができます。しかしながら、PCT 第 34 条に基づく要約の修正は、公開された出願には反映されない点にご注意ください。

それ故、国際調査報告作成の遅延、また国際事務局による再翻訳や国際出願の再公開につながりかねない ISA による要約の修正を回避するためにも、出願時に提出する要約は慎重に起草することが重要です。国際公開における要約の品質は、効果的な先行技術調査を可能にするため重要であり、適切な要約はまた、特に関連する発明の優れた“広告”を提供することにもなり出願人の利益でもあります。

要約の長さと内容

要約は表現することができる限りにおいて簡潔なものとするのが重要です。PCT 規則 8.1(b)は英語に翻訳した場合の語数に関して規定しており（“英語の場合又は英語に翻訳した場合に 50 語以上 150 語以内であることが望ましい”）、特定の長さを奨励しています。IB は国際公開のための英語の翻訳文及び、原文が仏語でない場合は、仏語の翻訳文も作成します。

公開される出願の言語が英語でない場合は、推奨される長さの範囲が現在の規定においてはガイドラインでしかない点を考慮すると、要約の長さが要件に従っているかどうかを見極めるのは難しい場合があります。また、要約の語数は必ずしも品質の指標であるとは限らないことが一般的に認識されているため、特定の発明に関しては、より長い記述はやむを得ないかもしれません。しかしながら、推奨される語数を大幅に超えるのは避けることが重要です。

一般的に、“本開示は～に関する”、“本開示により定義される発明”及び“本発明は～に関するものである”などのニュアンスの表現は使用されるべきではありません。

要約に記載されている主要な技術的特徴であって国際出願の図面に示されているもののそれぞれには、括弧付きの引用符号を付すべきです（PCT 規則 8.1(d)）。

要約に添える図

原則として、一の図のみを選ぶべきであることを念頭に置き、要約に添えるため発明の特徴を一層良く表している図を選ぶべきです。貴殿がいずれの図も示さない場合、又は ISA が貴殿の示した図以外の図が発明の特徴を一層良く表していると認める場合には、当該機関は要約に添えるべき図を国際調査報告にて特定します。

図に関してはより一般的に、PCT 規則 11.10 から 11.13 に規定される様式上の要件に従うべきです。準拠しているかどうかは“国際公開が適度に均一なものであるために必要な程度にまで満たされているかいないのみ”（PCT 規則 26.3(a)）国際段階で点検されます。出願人が方式上の要件を満たしていない場合には、国際段階では準拠することを“強制”はされないかもしれませんが、指定官庁は国内段階で訂正を求める場合があります、これはより面倒な手続となることがあることにご留意ください。

図面には通常、理解のために不可欠な単語又は語句を除き、文言を記載してはならず（PCT 規則 11.11）、いずれの文も（出願の原語又は翻訳文共に）公開される出願の表紙に収まる大きさに縮小されてもなお判読可能である必要があります。さらに、国内段階移行時に文言を翻訳する必要のある場合があります、結果として追加の諸経費が生じることがあるため、一般的に引用符号のみを含むことが望ましいです。

要約に関する詳細は *PCT 出願人の手引*、国際段階の 5.164 から 5.174 項、及び *PCT Newsletter* 2001 年 8 月号と 2013 年 3 月号の“実務アドバイス”をご覧ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧